

復興推進計画

作成主体の名称：石巻市

1. 計画の区域

石巻市全域

2. 計画の目標

本市は、東日本大震災によって全住家の約7割に当たる53,742棟が被災し、そのうち約4割の22,357棟が全壊しており、東日本大震災に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第41条第2項の規定に基づき、本市の区域が告示されている。

このため、市民が安心して暮らすことのできるまちづくりをめざし、海岸堤防や河川堤防などの津波防護施設の整備や避難を円滑にするための各種施策の実施により安全が確保され、かつ本市として住宅用地としての利用を予定している区域において、災害公営住宅の整備など、必要な住宅等の確保を推進していく。

3. 計画の目標のために推進しようとする取組の内容

復興居住区域において東日本大震災により住居を失った者に対して、被災者向け優良賃貸住宅の供給を促進する。

4. 復興居住区域の区域

資料1に記載する区域。（資料2参照）

復興居住区域を定めるに当たっての考え方は以下のとおり。

- ・本市では、復興まちづくりに当たり、合併前の旧石巻市を中心とする平野部においては、居住地を二線堤よりも内陸側とする方針を立てており、復興居住区域も、二線堤よりも内陸側に定める。
- ・都市計画における住居系の用途地域内に定める。
- ・東日本大震災による津波の浸水深及び被災状況に関するデータ及び本市の防災施策（多重防御施設の整備、避難を円滑にするための施策）を踏まえ、災害により人命に被害が生じる危険性が低いと考えられる区域に定める。

5. 計画の区域において実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

(1) 法第2条第3項第2号ハの復興推進事業
「被災者向け優良賃貸住宅供給事業」

① 事業の効果

本事業を実施することにより、復興居住区域において、現時点で把握している限り、約110戸の被災者向け優良賃貸住宅が整備され、約260人が入居するものと見込まれる。整備戸数は更に増加するものと予想される。

② 特別の措置

本事業を実施する指定事業者に対する法人税又は所得税の課税の特例（法第41条の規定に基づく措置）

6. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に資するものである旨の説明

当該計画に定められた復興推進事業の実施により、被災者の恒久的な住宅の整備が迅速に図られ、市民が安心して暮らすことのできるまちづくりが進む。

その効果は、本市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に十分寄与するものである。

7. その他

本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見を聴取したが、計画内容に対する意見はなかった。